

第五回議院法務委員会

第二十一号

(三四一)

昭和四十三年四月十八日(木曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事 大竹 太郎君
高橋 英吉君
鎌治 良作君
瀬戸山 三男君
千葉 三郎君
中村 梅吉君
馬場 元治君
山田 太郎君理事 猪俣 浩三君
佐藤 孝行君
田中 角榮君
中馬 辰猪君
葉梨 信行君
成田 知巳君

出席政府委員

法務政務次官 深藤 一馬君

委員外の出席者

法務省刑事局総務課長

伊藤 栄樹君
佐藤 千速君

専門員

福山 忠義君

四月十八日

委員綱島正興君、山手満男君及び鈴切康雄君辞任につき、その補欠として葉梨信行君、佐藤孝行君及び山田太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐藤孝行君及び葉梨信行君辞任につき、その補欠として山手満男君及び綱島正興君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第九三号)

○永田委員長 これより会議を開きます。内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 刑事補償法の改正は補償金額の引き上げにあるわけあります。提案理由の説明を見ますと、「最近における経済事情等にかんがみ」云々と、こうなつておるのであります。具体的にこの数字を見ますと、「四百円以上千円以下」を「六百円以上千三百円以下」というふうに改正し、また「百万円」を「三百万円」に死刑の場合においては改正するわけですが、これをこまかく見ますと、四百円を六百円ですから、これは五〇%引き上げている、千円を千三百円にしておることは、これは三〇%だけ引き上げている、百万円を三百万円というところになると、これは三倍に引き上げている、千円を千三百円にしておることは、これは三〇%だけ引き上げの上昇その他を言つておるのだろうと思ひますけれども、こういふように、それぞれの金額を具体的に見ますと、相当差がある、はなはだしい差があると言つてもよろしいと思うのであります。これらについて何か具体的な根拠があつたら、御説明をいただきたいと思います。

○伊藤説明員 御承知のようすに、刑事補償におきまして、死刑の場合をあと回しにいたしまして、委員佐藤孝行君及び葉梨信行君辞任につき、それまでの補欠として山手満男君及び綱島正興君が議長の指名で委員に選任された。

二倍になつておつた。それからまた、そもそもこの法律がでますときに、基準日額を決定します際に、参考資料の一つとなりました刑事訴訟における裁判所の基準日額が、昭和三十七年に千円に引き上げられておつた。それらのことを考慮されまして、現行の四百円から千円という線が出てきたものでございます。ところで、一体刑事補償をいたします場合の基準日額といふものは、必ずしも経済事情の変動に応じて引き上げなければならぬと、いわゆる千円に対して三割増しという形でございます。そこで試みに下限でござります四百円を三割増しにいたしてみますと、五百二十円以上千三百円以下といふことになる。しかしながら、五百二十円以上千三百円以下といふ法律の定め方といふものがたいへん常識的でないといふことは、御説明申し上げるまでもないと思います。それらを鑑いたしまして、ただいま提出いたしました法案にありますように「六百円以上千三百円以下」、こういふふうにさしていただきたいわけでございます。

次に、死刑の関係について御説明申し上げます。が、現在死刑の執行によります補償は、現行法では百万円以内で裁判所が相当と認める額の補償金を交付する。ただし、本人がなくなられたことによつて生じました積極、消極の財産上の損害が証明されました場合には、その証明された損失額に百万円をプラスした範囲内で裁判所が補償金額を定める、こういふことにされております。ところで、この財産上の損失額が証明されましたが場合には、これを踏んまえて、これに百万円をプラスして差し上げるといふところから見えます。したがつて、これが二で割ります。そういう操作をいたしてみますと、一二二・五という数値が出てくるわけでございます。すなはち一般的に申しまして、経済変動の推移は三十九年を一〇〇といたしまして、昭和四十二年、昨年までの資料によりますと、一二二・五になつておるという

ようなことが感得できるわけでございます。これらを勘案いたしますと、この際経済変動等をも考慮して補償日額を改めるとすれば、一応千三百円が相当ではないかということが、まず考えられたわけでございます。このように上限を引き上げまして、下限も引き上げる必要があろうということでございます。ただいま御説明申し上げられました千三百円という数字を見ますと、いわゆる千円に対する補償する場合の窮屈者に対する補償の改善をはかる必要があるということでございます。そこで試みに下限でござります四百円を三割増しにいたしてみますと、五百二十円以上千三百円以下といふことになる。しかしながら、五百二十円以上千三百円以下といふ法律の定め方といふものがたいへん常識的でないといふことは、御説明申し上げるまでもないと思います。それらを鑑いたしまして、ただいま提出いたしました法案にありますように「六百円以上千三百円以下」、こういふふうにさしていただきたいわけでございます。

次に、死刑の関係について御説明申し上げます。が、現在死刑の執行によります補償は、現行法では百万円以内で裁判所が相当と認める額の補償金を交付する。ただし、本人がなくなられたことによつて生じました積極、消極の財産上の損害が証明されました場合には、その証明された損失額に百万円をプラスした範囲内で裁判所が補償金額を定める、こういふことにされております。ところで、この財産上の損失額が証明されましたが場合には、これを踏んまえて、これに百万円をプラスして差し上げるといふところから見えます。したがつて、これが二で割ります。そういう操作をいたしてみますと、一二二・五という数値が出てくるわけでございます。すなはち一般的に申しまして、経済変動の推移は三十九年を一〇〇といたしまして、昭和四十二年、昨年までの資料によりますと、一二二・五になつておるという

き上げられたのでございます。その際の国会におきます御審議の経過を見ましても、なぜ五十万円でなければならないか、あるいはなぜ百万円に引き上げなければならないかと、いう計数的な根拠は、率直に申し上げましてあまりなかつたようでございます。もっぱらこの程度が相当であろうと、いう常識的な判断によって決定されたというふうに考えられるのでございます。ところで、この百万円という額は、ただいま申し上げますように昭和三十九年に定められたものでございまして、今回の身体の拘束によります補償が引き上げられると、いうことになりますと、死刑の執行によります補償の基準金額もまた引き上げることが相当であるうと考へられるわけでございまして、最近のたとえ交通事故によります死亡を理由といたします損害賠償事件が各地で民事訴訟として起きておりますが、そんな事件におきます慰謝料、精神的な苦痛に対する慰謝料の額がおおむね三百万円以下の程度で認められておるというような点を勘案いたしまして、一応常識的に見まして三百万円とするのが相当であろうというふうに考へたわけでございます。なお、そういう考慮の中には、たとえばいわゆる自暗法におきます賠償金額が現在三百万円とされておるというようなことも、考慮の中に入れられておるわけでございます。以上のような次第で、百万円を死刑の場合につきましては三百万円に引き上げるというふうに考へたわけでございます。

○大竹委員 次にお伺いしたいと思いますが、最近における身柄拘束事案で、無罪の確定した人員と補償請求をした人員とのそれぞれ数字はどんなふうになつておりますか。この資料の中にはちょっとあるようありますが、無罪確定人員のほうはどうもはつきりしていないような気がするのであります……。

○伊藤説明員 ただいま御指摘の、最近におきます無罪確定人員、それからこのうちの刑事補償の請求をしました人員等を御説明申し上げます。昭和三十七年から昭和四十一年までの五年間、

最も新しい統計が四十一年まででございますので、この五年間をとつてみると、無罪の確定しました人員は、年度によりまして多少の異同はござりますが、おおむね一年間に四百人ないし五百人程度でございます。これに対しまして補償を請求いたしました人員は、五年間の平均を見ますと、七十六人でございます。したがいまして、單純に無罪の確定をしました人員に対する補償請求をしました人員は、パーセンテージで出してみますと、一七・二%ということになつております。○大竹委員 この四百ないし五百というのは、無罪確定といいましても、身柄の拘束がなかつた者たしかつて、一応常識的に見まして三百万円とすが、この四百ないし五百というのは、補償の請求をすればし得る無罪という意味ですか。それとも全体の無罪ですか。

○佐藤最高裁判所長官代理者 ただいまの御質問の無罪確定という中には、身柄不拘束の者も含まれております。そこで、それでは無罪確定人員の中で未決の抑留、拘禁等身柄を拘束された上無罪になった者はどのくらいあるかということになるかと思ひます。実態調査を一部いたしましたことに基づきまして推測いたしますと、拘束を受けた人のパーセンテージは、二六・七%程度と思われます。したがいまして、不拘束の方の方が多いということでございます。

そこで、身柄を拘束されたという人が請求権があるわけでございますから、その者がはたしてどのくらい請求しておるかということが次に問題にならうかと思ひます。これを見ますと、約六五%が刑事補償の請求をいたしております。

○大竹委員 この請求すればし得る人間のうちの六五%しか、請求が今までの統計ではされていないということについて御説明がございましたが、その中で、特に勾留の期間の短い人、したがつて金額も少ない人が請求をしないという御説明で思い出したのであります。この間の参考人の御意見の中で、たしか大野弁護士だったと思うのであります。現在の補償請求の手続が非常にめんどくさい、そして総体的に金額が少ないというふうなことが、一口に言えめんとくさいと申しますが、というようなことでとかく請求をしな

るかと思ひますので、この点についても付加して説明させていただきますが、これも実態調査をしてみると、心神喪失、責任無能力ということで無罪になる被告人も相当おるわけでございます。これは本法の施行後、昭和四十二年、昨年末までに調査いたしました私どもの知り得たところでは、そういう責任能力ということで無罪になつた補償請求された事例が三件くらいにとどまりまして、おおむねしていいのではないか。この責任無能力ということで無罪になつた場合のパーセンテージはしかばんどのくらいかといふとを見ますと、無罪裁判の約一八%くらいがそれが当たるようございます。こういう方につけでは、補償の請求はあまりされないということがあります。それからもう一つは、抑留、拘禁日数がごく短つたというような場合に、無罪裁判がありましても請求されない場合があるのでないかといふふうに推測されるのでございますが、これは推測の域を出ません。十五日以内勾留された、身柄の拘束を受けたという人について見ますと、それが約四〇くらいになります。もちろん十五日以内であるから請求しないというわけではないようございますが、比較的拘束の期間が短いという方については、あえて請求までされないということもあります。なかろうか、かのように推測いたしております。

○佐藤最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたのは、比較的短い抑留、拘禁の方が多い、相当事ると申し上げましたが、それらの方が請求しないといふふうに申し上げた趣旨ではございませんで、請求の事例はもちろん相当あるわけでもあります。約九二%は弁護人がついておられます。現在では、ほとんどの刑事被告人につきまして私選なり官選なりの弁護人がついておられます。約九二%は弁護人がついておられます。したがいまして、その点は弁護人の補佐ということで、まず第一義的に被告人のことを考えておられるから立場の弁護人といふもののアドバイスによって行なうということは、期待されていいかと思います。

それから次に請求の手続でございますが、補償の請求をするにつきましては、請求の趣旨と簡単な理由を記載いたしました請求書を裁判所に提出をすれば足りるということになつておるわけでございまして、そして拘束の日数が幾日であつたかというようなことは、裁判所記録に基づきましてこれを見るわけでございまして、手続が煩瑣なため請求が少ないというようなことはないのではないかと考へておるかと思ひます。

○大竹委員 次に、いままででは四百円以上千円以下ということになつておるのであります。これが、その中で、特に勾留の期間の短い人、したがつて金額も少ないのであります。この間の参考人の御意見の中で、たしか大野弁護士だったと思うのであります。現在の補償請求の手續が非常にめんどくさい、そして総体的に金額が少ないというふうなことが、一口に言えめんとくさいと申しますが、この間の参考人の御意見でございますので裁判所から答えていただき

ます。昭和三十九年の改正、つまり四百円から五%でございます。

千円になつたときの改正以降の一人当たりの平均金額は十万六千五百二十三円、こうなりまして、一日当たりの平均金額は七百五円でございます。ところで、この一日当たりの補償金額でございまするが、改正が行なわれました昭和三十九年には七百円以下というものが過半数であったのでござりますが、その後逐年を重ねるに従いまして高額支給ということに相なりまして、昭和四十二年において見ますと、その半数が最高額でござりますところの千円によりまして、千円の補償を受ける、こういう実情になつております。

○大竹委員 そういたしますと、今度は六百円から千三百円ということになつて予算の請求その他もしておられると思うのですが、この積算の基礎はどういうふうにしておられますか。

○佐藤最高裁判所長官代理者 これは従前の取り扱いを申し上げますと、従前の支給実績という

ものに、事件が伸びる傾向がござりますれば、その伸び率をかけるといふふうなことで事件数の割り出しをいたしまして、今回の増額の案、これは

それをかけまして予算額を出しているということでござります。それで額を申し上げると、この

案に対しますところの予算上の措置といつまでは、六百二十一万六千円といふふうなことで事件数の約四割アップということでおこないます。

○大竹委員 次に、死刑のことについて若干お聞きしたいのですが、まず第一に、この死刑の執行

によって補償の適用された事例が今まであったのですか、ないのですか。

○伊藤説明員 現在まで全くございません。

○大竹委員 そういたしますと、これはあまり議論するということは実益のない問題だといふふうなことにもなりかねないわけであります、まあ

思いますが、まず第四条三項のただし書きの中の「補償金の額は、その損失額に百万円を加算した額の範囲内とする。」こうなつておるのであります

が、この範囲内とするということは、範囲内で裁

判所が適当と認める額を計算する、こういう意味に読んでよろしいのですか、どうですか。

○伊藤説明員 ただいま御指摘の刑事補償法第四条第三項をそのまま文意に即して読んでまいりますと、たとえば死刑の執行によって生じました財産上の損失額が五百万円であったと仮定いたしました。そういたしますと、現行法のもとでは、これに百万円を加算した六百万円の範囲内で裁判所が

決定できる。すなはち一円にも決定できるので

はないか、あるいは百万円にも決定できるのでは

ないか、そういう読み方が一応できるような形に

なつております。しかしながら、現に本人の死亡

によつて生じました財産上の損失額が証明され

るわけでござりますので、法律の精神から申し

まして、当然具体的な補償金額は、証明されまし

た損失額を下げるわけにはまらない、こういうふ

うに解釈すべきである。また、現にそのように解

釈されておるでござります。すなはち、ただいま

の例で申しますと、五百万円と六百万円の間でき

めるべきだ、こういうふうに解釈されておるわけ

でござります。

○大竹委員 いや、私はそういう意味の質問では

ないので、補償額はその損失額に百万円を加算し

た範囲内とする、こうなつておるでござります。

○伊藤説明員 御指摘のように、拘禁についての

補償の場

合におきましては、第四条の第二項で裁

判所が金額を定める場合にこういうことを考慮し

るということがいろいろ書いてあります。それを

見ますと、当然の帰結として、この補償金につい

ては、財産上の損害も精神的な損害も、それらを

ひつくるめて定型的に一定金額を給付するとい

うことがあります。これに対しまし

て、死刑の執行におきます百万円、四条三項の本

文の百万円あるいはただし書きにおきます加算額

の百万円、これらは、その次の第四項に、これを

きめるときにはこういうことを裁判所は考慮しろ

と書いてありますので見てまいりますと、やはり

と書いてありますので見てまいりますと、やはり

慰謝料の性格が非常に強いものであるということ

が言われるわけでござります。

さて、それではどういう標準で慰謝料的なそ

額をきめるかと申しますと、ただいま申しました

第四項にござります本人の年齢、健康状態、収入

能力、その他の事情を考慮して定めることとされ

ております。これらを考慮しまして裁判所が健全

な常識でおきめになるものであろう、こうお答え

せざるを得ないと思ひますが、現実の運用として

は、かようなことはあつてはならないことでござ

りますが、不幸にしてございましたような場合に

は、おそらく最高額あるいはそれに近いところで

額が決定されるのではないか、かように思うわけ

でござります。

○大竹委員 それいたしましても、身柄拘束の

場合は下限がきまつておるわけであります、死

刑については上限しかないわけですが、これにつ

いては何か特別な理由がありますか。

○伊藤説明員 ただいま申し上げましたよ

うに、死刑の場合の補償金は慰謝料的な性格を持つ

あります。したがいまして、一体どの程度の

額が適当であるかということをきめるのは、もと

も非常に困難なものであらうと思うわけでござ

りますが、結局、刑事補償制度の精神に立脚し

て、もっぱらこの程度が適当ではないかという常

識的な判断によりまして、現行法で百万円、改正

法は三百万円ということになるわけでございま

す。したがいまして、この金額に下限を設けると

いたしましても一体幾らが下限であればいいかと

いう基準は、きわめて明らかではございません。

また、かりに下限を設けるとしたしま

で、それが死刑の執行による慰謝として一応必

要かつ相当な金額ではないかというような誤解も

生じはしないかということが危惧されるのでござ

ります。そのような不必要なおそれを避ける意味

におきましても、下限を設けることは適当でない

のです。かように考えておるわけでござい

ます。

○大竹委員 それではあわせてお聞きしておきた

いのであります。これはもちろん法律ではござ

いませんけれども、いわゆる起訴前の被疑者の補

償規定であります。これによりますと、たしか

く下限を設けてなくて、上限が千円以下といふこと

になりますが、いまの理論からい

りますとそれが問題であること、それからこれ

はやはり刑事補償法が改正になると同時に改正す

るべきものだと思いますが、法務省としてそい

うことを考えていらっしゃるのかどうか、あわせ

てお聞きしたいのです。

○伊藤説明員 御指摘のように、捜査の過程におきまして身柄を拘束されたが結局起訴に至らな

かつた者の中で罪を犯さなかつたと認めるに足

る十分な事由がある者につきましては、法務大臣

訓令によりまして被疑者補償ということを行な

てるわけでございます。御指摘のとおり、現在

一日につきまして千円以下の割合で補償金を交付

するということにいたしておますが、この場合 下限を切つておりませんのは、もともと被疑者補 償につきましては、補償するかどうかということ を検察官の裁量にゆだねまして、なるべく彈力性 ある円滑な運用をはかつていただきたいということ を考えておりますので、特にこの分につきまして は下限を切り上げるというような特別の必要はないのではないか。いわば検察官の健全な裁量によ りまして田滑に運用していくべきではないか ということで、下限が設けられておらないわけで ございます。現実の運用を見てみましても、昭和 四十一年度におきまして、被疑者補償をいたしま したものを見ますと、一日当たり九百四十円とい う額で補償いたしております。また、昭和四十二 年におきましてはすべて千円で補償をいたしてお るわけでございまして、結果的にはございます が、適正な運用が額の点におきましてはされてお るのではないかと思います。なお、今回御審議の 結果、刑事補償における日額が千三百円を上限と するというふうに改められましたならば、これに ならいまして、被疑者補償の規定も同時に上限を 千三百円に引き上げたい、かように考えておる次 第でございます。

○大竹委員 最後に聞きしたいのであります が、この間の参考人にもいろいろその点をお聞き したのでありますし、また社会党のほうからもや がて改正案が今国会に出されるかもしれないのでも あります、身柄を拘束しない者についても、金 額その他の点は別問題として、何とか国家として しきるべき補償の道を講すべきではないかといふ 意見があるわけであります。これは弁護士会のほ うでも考へていらっしゃるようですが、この 間、参考人の弁護士の大野さんは積極的な御意 見だったので、ほかの大学の先生方もある程度これに賛意を表されたことがあつたやにお伺い したわけありますが、法務省といつしましては、 これについていままでお考えになつたことがある か、また今回の社会党の意見、またはこの間の参 考人の意見等を十分徵して、現在何かお考えに

なつておるかどうか、お聞きしたいと思ひます。 前回の三人の参考人の方の仰せに お伊藤説明員 前回の三人の参考人の方の仰せに なりましたことを私も伺つておったわけであります が、現在問題になつておりますのは、一般的な非 押禁者に対する補償、それから無罪になつた人に 対する費用の補償という二つのことが問題になつ てゐるようございますが、私伺つておりまし て、前者の点については必ずしも皆さん一致して この時点でやるべきだということではなかつたと 存じますが、後者の費用補償については、相 当積極的な御意見が出ておつたように伺つたわけ であります。この際、私もとして非拘禁者補 償、さらには費用補償について考えておりますこ とを、御説明させていただきたいと思います。

○大竹委員 先生御指摘の非拘禁者に対する補償、費用補償 の問題につきましては、かねてから私ども検討を 行なつておりまして、その間最高裁の事務総局と も協議を重ねておるわけであります。しかしながら その一つは、刑事訴訟法におきましては、被告 人は有罪判決があるまで無罪の推定を受けるとき れておるのでございまして、身体の拘束を受けて いる場合を別といたしますと、被告人が訴追され たことによって特別の不利益をこうむらせないよ うにすることによって、おそれがないか。かりにこういった 問題が解決されたといたしましても、それじゃ身 体の拘束を受けなかつた者に対する補償の範囲は どの程度にするのが適當かというようなことにつ きましては、相当慎重な検討を要するのではないか と考へておるわけでございます。

それから第三に、以上の基本的な問題を別にし ましても、非拘禁者に対する刑事補償を認めるに つきましては、この補償の内容を定型化すること が必要だらうと思われる所以でございます。ひとし く無罪の裁判を受けました場合でも、たとえばさ わめて軽微な犯罪で訴追された者と、相当重大な 犯罪嫌疑で訴追された者、あるいは一回の審理で 無罪になつた者あるいは何回も審理を重ねてよ うやく無罪になつた者、こういうようにいろいろ なニュアンスがございます。また被告人の年齢、 境遇その他からも、いろいろなニュアンスが出て まいります。これらのすべてを満足させるような 定型化した金額というものを考へいかなければ なりませんが、そのほとんどが補償の範囲を身体

拘束に対する補償に限つております。一方、国内 法を見てみましても、刑事補償は、国の公権力の 行使によつて国民に損害を与えた場合の國家補償 の一種であるというふうに考へられるわけでござ います、たとえば、国民の権利義務に重大な関 係がございます海難審判、あるいは特許の審判、 さらには許認可の取り消し、こういった行政処分 によつて国民に不当な損害をこうむらせました場 合につきましても、直ちに国が損失を補償すると いうような制度が設けられておらないわけでござ います。公務員に故意、過失がある場合に限つて、 なればならないことじやないかと存するわけ でございます。もちろん財政当局と十分協議を遂 げておるか、それとはたして立法しようとする 補償の範囲がバランスがとれておるかどうか、こ ういったことは、十分慎重に政府全体として検討 しなければならないことじやないかと存するわけ でございます。もちろん財政当局と十分協議を遂 げておるか、それとはたして立法しようとする 補償の範囲がバランスがとれておるかどうか、こ ういったことは、十分慎重に政府全体として検討 しなければならないことじやないかと存するわけ でございます。

そういう各般の問題がございますので、一般論 として、非拘禁者に対する補償につきましては、 最高裁の事務総局さらにはその他関係諸機関と連絡をとりながら、鋭意検 討を進めてまいりたいと思っておるわけでござ います。

それから第四の問題としては、さらに刑事法の 分野において補償を行なうことが一応適当なよう に思われる結論が出たにいたしましたが、はたし て各種の国の諸施策、たとえば公害対策あるいは 社会福祉上の諸施策、これらの進みぐあいがどう なつておるか、それとはたして立法しようとする に思われる理由でございます。

それから第五の問題としては、さうして刑事法の 用語を見ますと、各参考人が指摘しておられました ように、現在刑事訴訟法の三百六十八条以下にお きまして、検事だけが上訴をいたしました場合に 上訴が棄却されましたときには、上訴審において 生じました費用を補償することとされておりま す。その補償の範囲は、被告人であつた者あるいは 弁護人であつた方が公判期日等に出頭するに要 した旅費、日当、それと弁護人の報酬、これを刑 事訴訟費用法の定めるところによつて補償すると いうことにされております。この趣旨は、思いま すのに、下級審とはいながら、第一審ですでに裁 判の言い渡しがあつて、被告人はその裁判に承服 して上訴をしておらないといふのにかかわらず、 檢察官だけが國家、公益の立場からその裁判を不 当だということで上訴をした場合におきまして は、被告人としては不本意ながらどうしても上訴 を見ても、刑事補償制度を設けている国自体もそ れほど多くないのであります、制度を設けてお

りますものも、そのほとんどが補償の範囲を身体

り下げてしまつたというような場合におきましては、被告人にとりましては、検察官の上訴のため無用な費用の支出をしいられたということになりますので、国がこれを補償いたすのは、けだし公平の原則から当然のこととができると思うでございます。しかしながら、およそ無罪になつたすべての者に対し費用を補償するということは、ただいま申します上訴費用の補償という考え方をただ一段と推し進めただけだというふうに一応見えるようでござりますけれども、よく見ますと、両者はその性格において相当異なつておるのではないか、なお検討すべきものがあるのではないかと思われるわけでございます。すなわち、現在の刑訴三百六十八条の場合は、下級審とはいえ、すでに裁判所の裁判があつた場合、検察官が上訴しなければ裁判がそのまま確定するといふところを、検察官の上訴によって無用の出費を余儀なくされるという事情があるわけでございます。しかしながら、起訴された人が一審で無罪の裁判を受けてその裁判がそのまま確定した場合を考えますと、起訴自体は適法に行なわれており、かつ裁判所が身柄不拘束の状態で裁判を行なつたという場合に、この費用を補償するということにつきましては、ただいまの上訴の場合と比べてやはり性格的に異なるものがある、やはり他の国全体の諸施策、これとのバランスを考えるべき分野になつてくるのではないかというふうに考えられるのでございます。それが、先ほど申しましたが、一般の行政処分の場合に役所に出頭するに費用を要する、あるいはいろいろな手続をするに費用を要したというような場合に、それの補償をするのかしないのかという問題と同じレベルのことになるのではないかというように考えられるのでございます。

ただ、かのような点はござりますけれども、やはり費用補償は、どちらかといふと非拘禁者に対する補償よりは、国の各種の諸施策に対比いたしまして立法政策として考えます場合には、ややとりやすいものの一つではあろうというふうに考えて

おりますので、この点につきましては、特に関係当局と連絡協議いたしまして、十分検討をさしていただきたい、かようて思つておるわけでございます。
○大竹委員 質問を終わります。
○永田委員長 次回は、明日、十九日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

昭和四十三年四月二十二日印刷

昭和四十三年四月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局